

## 前払金の特例措置の廃止について

地方自治法施行令等の一部改正により、東日本大震災に伴う前払金の特例措置に係る規定が削除されたことから、令和6年3月31日をもってその特例措置が廃止されることになりました。

なお、前払金は、以下のとおり取扱うこととなります。

区分	令和6年3月31日 までの契約分	令和6年4月1日 以降の契約分
建設工事 (請負代金額が100万円以上)	請負代金額の 10分の4.5以内	請負代金額の 10分の4.0以内
測量・建設コンサルタント等業務 (請負代金額が100万円以上)	請負代金額の 10分の3.5以内	請負代金額の 10分の3.0以内

お問い合わせ先 総務課管財係 電話 0225-95-6713